

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

S2021082・SK2021220・SK2021222

③ 施設の情報

名称：みのり園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：小出悦史	定員（利用人数）：60名（暫定40名）	
所在地：加賀郡吉備中央町豊野399		
TEL：0866-54-1028	ホームページ： http://www.toyonoseikai.jp	
【施設の概要】		
開設年月日 1950年10月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人豊野助正会		
職員数	常勤職員：29名	非常勤職員：4名
有資格 職員数	保育士：8名	医師（嘱託）：1名
	臨床心理士：1名	看護師：1名
	栄養士：1名	
	調理員：4名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・アイリスホーム(1人部屋6室) ・コスモスホーム(1人部屋6室) ・さくらホーム(1人部屋6室) ・のぞみホーム (1人部屋4室、2人部屋1室) ・オアシスホーム (1人部屋1室、2人部屋1室、 3人部屋1室) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本園 職員室、大広間、娯楽室、共同スペース、心理療法室、日中保育スペース、職員休憩室、厨房、浴室、便所、倉庫、グラウンド、畑 ・各ホーム 娯楽室、リビング、浴室、洗面脱衣室、多目的便所、室内物干し、職員室、職員休憩室、

④ 理念・基本方針

<理念(目的)>

「すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これに代わる環境が与えられる」とする児童憲章の精神に基づいて、保

護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境常用語を必要とする児童(乳児を除く)を預かり、心身ともに健やかに保護育成し、あわせて児童の自立支援することを目的とする。

＜基本方針(運営方針)＞

家庭、家族にかわる温かく、楽しい環境づくり、職員とのふれあいの中で児童の人権を尊重し、正しい生活、習慣を身につけさせ、自立心を養い、将来社会人として力強く生き抜く気力と体力、能力を育成する。

＜生活指導の目標＞

- ・ 素朴な人間を育成する
- ・ 考え深い人間を育成する
- ・ 頑張り強い人間を育成する

④ 施設の特徴的な取組

小規模化、地域分散化への取り組みとして、本園以外に地域小規模児童養護施設1か所、分園型小規模グループケア1か所、園内小規模グループケア1か所を整備し、子どもと共に生活しています。また、地域の小中学校と緊密に情報共有しながら、一人ひとりの子どもの課題について対応しています。

地域活動や学校行事にも積極的に参加するとともに、食育活動に力を入れており、広大な畑に作物を子どもと一緒に作物を植えて、一緒に収穫しています。そして、釣りクラブでは釣れた魚を自分で捌き、調理、きちんと食べるところまでを活動としています。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間(和暦)	2023年7月1日(契約日) ~ 2023年11月10日(評価結果確定日)
前回の受審時期 (評価結果確定年度・和暦)	2020年度・令和2年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

社会情勢や過疎地域であるという実情から社会資源が限られている中、小規模グループケアの実現に邁進し実行された職員の皆さまには敬意を表します。まだ計画段階ですが、今後はショートステイ事業の拡大や在宅支援の拡充、学童保育や子育て支援等の地域展開を検討されており、地域の社会的養護のみならず子育て支援の充実を図ることを目指しています。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

自然豊かな環境に囲まれるとともに、職員はもとより受審施設に理解を示した地域住

民が子どもたちを支え養育・支援がなされています。これも、職員が地域の各種会議に出席したり地域の清掃活動やゴミ分別の当番にも積極的に参加したりするなど、職員1人ひとりが日頃の地域との関係性構築に努力されていることから実現されているのだと実感しました。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

ホームページで受審施設の詳細な情報を得ることができるとともに、入所時には「ようこそみのり園へ」というファイルで子どもや保護者の不安な気持ちを少しでも払拭できるように、受審施設での生活をわかりやすく説明しています。また、小規模グループホームの立地条件に対応した危機管理マニュアルが作成されていることも、安心した生活につながっています。自立支援計画はアセスメントと子どもと一緒に作成した計画や目標をもとに作成されています。評価は4カ月に1回行い、年に1回それまでの評価と新しいアセスメント、子ども自身の評価も踏まえて新しい自立支援計画が作成されています。

A 内容評価基準

「みのり園の子どもに伝えたい大切な事」と題した資料が作成され、権利擁護や性に関する内容を心理士から各子どもへわかりやすく説明がされています。食事は小規模グループケアの各ホームで調理されています。食材も受審施設で育てた野菜や地域の方から提供された野菜、果物、米を使用することもあり、豊かな食生活が送れています。職員や地域の方との繋がりから、アルバイト先が開拓され高校生のアルバイトが行えています。

◇改善を求められる点

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

理念は設定されていますが長文となっており、見直しも今年度予定されています。職員のみならず子どもや保護者にとっても分かりやすいものが求められます。また、今後益々変化する社会的養護の分野において、中・長期計画の充実は危急の課題と考えます。若い職員が中心の受審施設だからこそ、職員同士で検討し、自分たち、子ども達の施設となるよう検討されることを望みます。

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

職員が働きがいを持って子どもの養育・支援に望むためにも、その指標となる「期待する職員像」の明確化と目標管理の仕組みを構築することが求められます。また、実習生が受審施設職員として入職されるケースが見られるように、受審施設の生活環境は心地よく感じていると想像できます。したがって、保育士のみならずその他専門職の実習生受入は、長期的視野に立つと人材の確保と既存職員にとっての学びや振り返りの一助となる事から、前述の目標管理の仕組み構築と合わせて受け入れの整備を進めて行かれることを期待しております。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

標準的な実施方法の文書化が不十分です。職員の資質の向上はもとより、虐待など子どもへの不適切な対応が起きないように早急に文書化されることを望みます。また、個人情報保護、守秘義務、情報漏洩、端末機の使用方法が職員会議資料として確認できましたが、この機会に個人情報保護マニュアルを策定されてはいかがでしょうか。

A 内容評価基準

権利擁護についての規定等は整備されていますが、施設内での研修がなされていません。今後は定期的に研修を行ってはいかがでしょうか。また、子どもに対して、権利擁護や性に関して話をする機会を定期的に設けてはいかがでしょうか。加えて、健康に関すること、医療に関することについての知識を深める研修を実施する機会を設けてはいかがでしょうか。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

新体制の中、現在の施設状態を評価していただけたと思います。受審の中でたくさんのアドバイスも頂くこともできました。指摘された点については今後検討し、一つ一つ解決に向けて取り組んでいきたいと思ひます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>理念にあたる「目的」、基本方針にあたる「運営方針」、そして「生活指導の目標」が明文化され、施設案内パンフレット、ホームページ、事業計画と事業報告に記載されています。その内容は、年度初めの職員会議や新人研修で施設長自ら説明しています。但し、受審施設の事情による職員の若返りから、前回の評価で課題となった新任職員への周知と相まってその内容の定着までは必ずしも十分とは言えません。理念自体が長文であり、ヒヤリングの際新任職員が発した「子どもとともに」といったように、今後はより分かりやすく社会情勢にあった内容に検討することが求められます。検討については、今年度中に行われるとのことです。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	③ ・b・c
<p><コメント></p> <p>周辺地域の過疎化による子どもの減少等、受審施設が抱える問題を踏まえたうえで後述する地域活動を進めながら地域のニーズの把握に努めています。2025年度の小学校3校合併を想定しヤングケアラーを含むニーズの拡大から、今後はショートステイ（既に総社市から子育て支援短期利用事業の協定を締結、今後は吉備中央町に拡大する予定）や在宅支援の拡充、学童保育や子育て支援等の地域展開を検討しています。また、子どもの入所要因に関する分析は、「事業成績(事業報告)」で総括されています。</p>		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・ ③ ・c
<p><コメント></p>		

地域小規模児童養護施設(以下ホーム、グループホームとする)を2022年6月に開設するとともに、移動のための自動車の整備、開設により本園スペースの効率的活用を図るための職員室の移設など、小規模グループケアに向けた取り組みを進めています。但し、受審施設の事情により当初想定していた支援体制が構築できていないため、暫定的な実施に留まっています。若手職員を中心に子どもに寄り添い懸命に支援しており、今後の可能性が期待できる一方、人材の養成が課題としてあげられます。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>中・長期計画の策定が十分ではありません。前述のように施設長自ら今後目指すべき方向性は想定され職員会議等では説明されているものの、具体的完成年度を含めた計画が示されていません。若手職員が中心の組織だからこそ、将来像を示した計画があることで安心して支援に望むことができると考えます。「岡山県社会的養育推進計画」は2024年度に中間見直しとなりますので、それを機に中・長期計画の充実が図られることを期待します。</p>		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>「事業計画・指導計画」として単年度計画が策定されているものの、前述の通り中・長期計画が十分ではないため、それを踏まえた策定とはなっていません。社会福祉法人として社会的使命を全うするためにも、中・長期計画に基づいた単年度計画の策定が望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・㉕・c
<p><コメント></p> <p>「事業計画・指導計画」は運営方針と事業計画に分けられ、それぞれ重点課題が具体的に提示され、それに基づき施設運営と事業が実施されています。これらの策定にあたっては、月1回各ホームのリーダーで構成されるリーダー会議で検討されています。また、評価にあたっては「事業成績(事業報告)」で総括され文書化され、「事業計画・指導計画」で提示された各課題に対し、その達成度に関する振り返りが見られました。但し、「事業計画・指導計画」では「施設整備」と「処遇」に集約されており、行事予定や研修計画など別途作成されているものの、集約されていません。職員一人ひとりが確認し、職員会議等で検討できる環境を整えるためにも、今後は体系的な整理が求められます。</p>		

7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>事業計画の周知は十分ではありません。後述のようにホームページ等を活用し都度行事の実施状況は報告されていますが、事業計画までは示されていませんでした。受審施設では、例えば園だよりのような方法を持ち合わせていないことから、行事の合間を活用したり、ホームページなど SNS を活用したり、施設長や職員が口頭で説明するなど、受審施設の今後について分かりやすくお話しする機会や方法を模索してはいかがでしょうか。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設では、職員会議(月2回)を最上位会議として設け、前述のリーダー会議、給食会議(月1回)、各グループホーム会議(月1回)で養育・支援の質向上を図っています。また、これらを支えるため、各係(「携帯電話・PC係」、「環境衛生係」、「被服係」、「医療係」、「日用品係」、「学用品係」、「性教育係」、「ブログ係」)を設け、職員を配置しています。これらは、「職員業務分担表」ならびに「職員業務分掌表」で規定しています。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>受審施設では、社会的養護の経験が豊富な人材を外部から招聘しスーパーバイザーとして各ホームの支援を行っています。このように、閉鎖的な支援から脱却し新しい風を入れる取組をし、質の向上に努めています。将来は、上記役割を担う専門家を内部で養成したいと考えています。また、記録はクラウド化して6年が経過し、各ホームの端末を利用して記録できるようになっています。今後は、ID・パスワード、端末の管理等のルールを文書化して、職員誰もがより安心して利用できるような環境を整備することが求められます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		

10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長の役割と責任については、「運営規程」ならびに「職員業務分担表」、「組織図」で確認できます。施設長に不測の事態が生じたときも、副園長がその任を代行する規程となっています。施設長は、職員会議で毎回施設長としての使命を示し、その職務を行っています。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>副施設長時代から、施設長として必要な法令遵守に関する研修等必要な研修を修了(社会的養護を担う児童福祉施設長研修会、全国児童養護施設中堅職員研修会等)しており、社会的養護に関する法規・制度に精通しています。但し、諸般の事情により2022年11月より施設長に就任したもののその過程が急であったことから、今後施設長としての役割や・責任の遂行が求められています。</p>		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設見学時、各設備の更新に関し前述のショートステイや在宅支援の拡充、学童保育や子育て支援等の地域展開に加え、グループホーム内へ一人暮らし訓練室の整備、子どもから要望の高い3人制バスケットコート整備など、子どもにとって養育・支援に効果が発揮される仕組み作りとは何かを考え、行動されていることが伺えました。前施設長が構築された受審施設の歴史を踏まえ、現代の社会的養護にとって何が必要か常に模索されています。</p>		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>現在、事情により複数子ども達を同時に支援しないといけない状況から、施設長自ら昼食時に同席し、現場のサポートをしながら現状の改善に努めています。現在の状況は今後改善される見込みですが、事務系職員も一部のホームのサポートをしながら支援水準の維持・向上に努めています。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>諸般の事情により人員配置基準内の職員配置に留まっており、ゆとりを持った配置</p>		

になっていません。まずは支援の質を向上させるための配置にするため、早急な人材確保が求められています。但し、後述の実習生やボランティアの受入から受審施設への入職が実現するケースも見られており、人材確保に関する努力が少しずつ実を結んでいるようです。

15	Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a・ ② ・c
----	----------------------------	----------------

<コメント>
 昨今社会的要請が高い臨床心理士の配置をしており、岡山県内唯一の職業指導員の配置（現在は児童指導員で採用しています）を実現した過去もあり、子どもの養育・支援に関するニーズについて敏感に対応しています。今後は職業指導員の再配置や児童自立支援担当職員の配置も検討しています。但し、チェック表を含めた明確な人事考課は整備されていません。

Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。

16	Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ ② ・c
----	--	----------------

<コメント>
 年次有給休暇の取得日数は平均約 8 日程度となっており、全国平均の 8.8 日（厚生労働省「令和 3 年就労条件総合調査」企業規模 30～99 人）とほぼ同じとなっています。但し、特定の職員に取得が集中しており、各ホームの現業職員の取得は軒並み 5 日程度と取得義務日数の範囲内に留まっています。施設長からのヒヤリングでは、取得が可能なきときには遠慮無く取得するよう周知しているとのことですが、職員との認識には乖離が見られています。本当に取得が難しいのか、評価項目 13 にも関わることですが、効率的な業務が行われているのか、各ホームのやり方はあると思いますが各ホームの垣根を越え全体で一度業務について検討してみてもいいでしょうか。例えば、各ホームの担当職員を 2・3 日程度入れ替えて担当外の業務を見学するといった研修等の企画をしてみてもいいと考えます。

Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17	Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・ ③
----	-----------------------------------	---------------

<コメント>
 「期待する職員像」が明確になっておらず、それをもとにした目標管理制度も確立していません。まずは、「期待する職員像」を施設長のリーダーシップのもと確立させるとともに、それを基準として各職員が各年度の目標を明確に出来るよう環境を整備することを望みます。それを機に、各職員の目標を念頭に施設長と各職員のコミュニケーションが今以上に図られることを期待しております。

18	Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ ② ・c
----	---	----------------

<コメント>
 各年度の研修計画については、一覧表にして整理されています。但し、各キャリアで（勤続年数や職種）具体的にどのような研修の受講を薦めるのか基準（「期待する職

員像」をもとにした基準)が示されていません。一方、研修は園内(職員会議後実施)・園外を含め数多く開催、参加されており、コロナ禍でも途切れることなく取り組まれ、パート職員まで研修を受講させる様子からも養育・支援の向上意欲が確認できます。		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員のヒヤリングから、新たに興味のある分野(例えば里親支援や心理的支援)とそれに関連する研修の受講実績など確認できました。また、ある職員は臨床心理士や保育士の資格を新たに取得しており、各職員の意欲だけでなく受審施設の資格取得に関する配慮も見られました。新任職員へは、倫理綱領や権利擁護、児童相談所などの関係機関について、記録の取り方などあらかじめ伝えるべき内容が準備され、新任職員研修として実施されています。</p>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>実習生は、保育実習を中心に毎年受け入れています。実習がその後の就職につながるよう大阪府の実習職員のためのガイドブックを活用し、実習に取り組まれています。前述のように、実習生がその後職員となった実績もあります。今後は、受審施設独自の実習マニュアルの作成とともに、社会福祉士など他の専門職の実習受け入れにも取り組まれることを期待します。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㉓・c
<p><コメント></p> <p>施設案内用のパンフレットやホームページが用意され、「みのり園ふれあい夏まつり」は地域に案内を配布しています。ホームページは見やすく、受審施設が創造できる緑を中心とした明るい構成となっており、見やすくなっています。ブログも定期的な更新に努めることが申し合わされ、現場が忙しい中定期的な更新が見られています。但し、「情報公開」のページはエラーが起き、確認することができませんでした。また、パンフレットは古い情報が記載されており、更新が求められます。なお、前述のように園だよりのような広報誌を持ち合わせていないことから、地域の特性上 SNS 以外の方法による情報公開が求められます。後述のように地区会にも所属し回覧板の担当も担っていることから、受審施設の情報を1枚ものの簡単なもので良いので(ただし定期的に)回覧板に入れ込んで発信してみてもいいでしょうか。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉔・b・c

<コメント>

受審施設に関する事務・経理については、税理士から月1回確認が入るとともに、社会保険労務士や司法書士との連携も見られます。弁護士については、社会福祉協議会から紹介される仕組みを確立しています。加えて、第三者委員も委嘱されています。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>職員が地域の各種会議に出席するとともに、地域の清掃活動やゴミ分別の当番にも積極的に参加しています。加えて、PTA活動や小学校の交通当番に参加するとともに、子どもと一緒に通学するなど、子どもが地域で安心して暮らせるよう努力されています。受審施設の周りは自然豊かな場所である一方、過疎地域であることから子どもの自立のため新聞配達のアルバイトが数少ない社会活動の1つでしたが、現在は近所のコンビニエンスストアの店主が子どもの自立に協力的で、アルバイトの環境を提供しています。地区会の行事終了には打ち上げに子どもを招待するなど、受審施設は地域に理解された、地域と共存する施設となっています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍にもかかわらず、2022年度は約30名のボランティアを受け入れています。例えば抱っこボランティアなど、週1回の定期的なボランティアもあり、実習生がそのままボランティアとして活動されるケースもあります。但し、ボランティアに対する説明は実習の場合と同じとなっており、ボランティア活動保険の加入も確認できていません。ボランティアに対する受け入れマニュアルもしくは説明の冊子のようなものの作成が求められます。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>社会資源リストは整備され、事務所に設置されています。加えて、子どもにも配布しています。小学校など連携施設とは学期毎に話し合いに参加をし、校長会には不定期に参加をしています。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>近所の交番など地域との関係機関とは年に1回話し合いをし、地域ニーズの把握に</p>		

<p>努めています。また、子育て支援に関する情報は町の広報誌に掲載してもらうとともに、グループホームの開設の際は地域の説明会を実施し、受審施設の役割について地域に理解を促しています。受審施設に対し個別に10件程度の相談もあり、対応しています。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>関係機関の小学校では教員を対象に児童養護施設について講演をされています。今後は、より受審施設の機能や取組について周知や理解を得るため、例えば子育てに関する内容や子どもの食事に関すること、等専門性を積極的に発信されることを期待しております。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>受審施設の「目的」、「運営方針」に子どもを尊重する基本姿勢が示されています。また、評価項目19でも述べたように、全国児童養護施設協議会の倫理綱領をもとに就職時の新任研修や職員会議などで話し合っています。また、自己評価を学期に1回チェック表で行っており、定期的な振り返りができています。</p>		
29	<p>Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>子どものプライバシー保護に関する規程やマニュアルは作成されていません。しかし、職員と子どもの信頼関係が構築されていることからドアをロックして部屋に入るのを嫌がることはなく、外出時はドアを開けたままにしています。生活のルールはホームごとに子どもが話し合って決めています。今後、プライバシー保護マニュアルを作成されることを望みます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設案内パンフレットやホームページで受審施設の詳しくわかりやすい情報をいつでも見る事ができます。また、見学は児童相談所からの紹介に対応しており、受審</p>		

施設での生活について丁寧にわかりやすく説明されています。		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもや保護者は児童相談所で入園の決定に同意しています。また、入園開始時には「ようこそみのり園へ」というファイルを使用して、受審施設の概要、生活のルール、悩みや心配の相談方法を説明することで、安心して新しい生活に入れるようにしています。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>措置変更では次の施設と最初にやり取りし、それまでの育成記録は全部渡しています。大学へ進学した子どもは給付型奨学金を受けているので、定期的に面接をする必要があり、常に現在の様子を確認しています。就職で退園した子どもにも定期的に連絡や面会をしており、食品を持参する事もあります。今後は、退園後の相談方法や担当者の説明などを文書化し、引継ぎ手順のマニュアルを作成されてはいかがでしょうか。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>毎月1回児童会が開かれ、子どもの要望を聞く機会が持たれており、職員からは行事計画を伝えています。子どもの要望は職員会議で諮られ、回答されています。施設長の個別面接は年度替わりに毎年行われ、受審施設の第三者委員とも毎年1回行われています。意見箱は各ホームに設置されていますが、6人と言う少人数の為に直接職員に申し出るの、意見を入れる子どもはほとんどいません。しかし、直接言いにくい子供や意見箱に入れにくい子どもがいる可能性があります。定期的にアンケートを取られることを希望します。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント></p> <p>苦情処理解決実施要領が作成されています。以前は意見箱に入っていた意見を苦情として対応していたが、定員6名の小規模グループケアになってからは評価項目33で述べたように意見箱の利用がほとんどなくなりました。また、第三者委員会も設置されていますが、委員会に諮る必要があるような苦情の申し立てはありません。さらに、第三者委員は定期的に職員と子どもに面談を行っています。今後は、苦情解決のわかりやすい説明を掲示されてはいかがでしょうか。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	Ⓐ・b・c

<p><コメント></p> <p>入所時に「ようこそみのり園へ」というファイルで困ったことがあったらどうすればよいか説明をしています。職員と子どもが密接に生活している環境であり、日々の生活の中でいつでも相談や意見を言うことができます。</p>		
36	<p>Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・ ② ・c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの相談や意見はその場で話し合い、ホーム内での解決が難しい場合は職員会議で相談しています。また、児童会に職員が参加して受審施設に対する子どもの要望を聞いています。遊具やスマホ、ゲームについての要望は可能なことは対応しています。今後は、意見や要望へ迅速に対応する仕組みを確立するためにマニュアルを策定されることを望みます。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>ヒヤリハットはホームごとに報告があり、職員全員にチャットで通知されたのち対応を話し合っています。対処や対応は考察として記録に残しています。事故発生時の対応は危機管理マニュアルに詳しく記載されており、年度初めに読み合わせを行っています。また、危機管理マニュアルはグループケアになってから見直しをしています。</p>		
38	<p>Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアルが作成され、対策本部が設置されています。新型コロナ感染には感染レベルに応じた対応方法が決められ、フローチャートで対応方法がわかりやすくなっています。また、各ホームでは新型コロナ対応ミーティングが行われています。</p>		
39	<p>Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	① ・b・c
<p><コメント></p> <p>火災避難訓練は毎月1回、消火器を使つての訓練は年に1回消防署と一緒にっており、地震の避難訓練も年に1回行っています。川の近くにあるグループホームには独自の危機管理マニュアルを作成しています。子どもと職員の安否確認はチャットで行い、震度5以上であれば自主的に受審施設へ集まることになっています。食料や備品類の備蓄リストも作成されており、十分な備蓄があります。また、地域の消防団へ職員2名が入っています。しかし、広い本体施設の建物は老朽化しているため地域の受け入れは断っています。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

	第三者評価結果
--	---------

Ⅲ—2—（1）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—（1）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>対応が困難な子どもの支援方法は、各ホームの職員で共通認識ができていますが、文書化はされていません。標準的な支援方法を文書化することで、職員の違いによる養育・支援の水準や内容の差異を極力なくすことを目指してください。また、標準的な実施方法をふまえたうえで子どもの個別性に対応した支援をされることを期待します。</p>		
41	Ⅲ—2—（1）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法を策定し、定期的に見直して子どもが必要とする養育・支援の質の向上が図られることを期待しております。</p>		
Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所からのアセスメントと年齢別の「子どもの育ちのニーズシート」で担当職員や心理士がアセスメントを行います。その後、子ども様式の自立支援計画書により子どもと一緒に計画を立て、最終的に関係する職員がケース会議での話し合いにより自立支援計画が作成されます。理解の難しい子どもには、心理士が一つひとつわかるように、図解入りで説明して目標を立てさせています。また、発達障害のある子どもの計画は施設長や副施設長、外部のスーパーバイザーからアドバイスを受ける場合もあります。</p>		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <p>4カ月に1回評価を行い、年に1回それまでの評価とアセスメントに基づいて自立支援計画を見直しています。新しい自立支援計画には、子ども自身の評価と同意も反映されています。医療的な問題により緊急に計画を変更する必要がある場合の変更の仕組みも整っています。</p>		
Ⅲ—2—（3）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <p>児童記録はクラウドで管理されており、職員はパスワード入力により各グループホームのパソコンやタブレットから閲覧が可能となっています。退職後はアカウントを削除します。小規模グループケアは敷地内外に分散しているため、業務用チャットワークで連絡を取り合っています。ホームごとに毎日朝夕に送りをしており、全体に</p>		

は朝礼で報告して記録も残しています。必要に応じて PDF でパソコンに保存したり紙に印刷したりしています。		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント></p> <p>個人情報、守秘義務、情報漏洩、情報端末の使用方法についての職員会議資料を確認しました。子どもの記録は開園当初から保管されており、廃棄することはありません。また、パソコンで管理されている個人情報は誰でもログインできないようにしています。記録の管理については、就職時に個人情報の守秘義務について順守するよう伝え、職員会議や朝礼でも度々話しあっています。今後、個人情報保護規程を策定されることを望みます。</p>		

内容評価基準（24 項目）

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント></p> <p>子どもの権利擁護についてのマニュアルは整備されており、職員会議でも随時話し合われています。また、外部の研修会へ参加し学ぶ機会も設けられています。しかし、施設内での研修としての取り組みはなされていません。この機会に施設内での研修を実施し、さらに理解を深めることを望みます。</p>		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	Ⓐ ・b・c
<p><コメント></p> <p>幼児以外の子どもに対しては「みのり園の子どもたちに伝えたい大切なこと」と題した資料が作成されており、心理士から個々の子どもたちに対して話をしています。資料はわかりやすい言葉、イラストを用いて作成されており、子どもに説明した際には、話しをした内容やその時の子どもの様子を児童記録に記載し、他職員も情報を共有することができています。子どもに説明しているのは一回であったため、今後は定期的に話をする機会を設けることを望みます。</p>		
A—1—(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—(3)—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a・b・ ⓒ
<p><コメント></p> <p>職員から子どもとの生き立ちについて振り返ることは行っていません。子どもから</p>		

<p>自らの生き立ちについて話すことがあれば、耳を傾け、話をしています。アルバムも個々に作成されていますが、作成については子どもの自主性に任せたり、職員が作成を行っています。今後は、職員と子どもと一緒にアルバムを作成する機会を持ち、子どもの生き立ちや成長を振り返る機会ができることを望みます。</p>		
<p>A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等</p>		
A④	<p>A—1—(4)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p><コメント></p> <p>岡山県児童養護施設等連絡会が作成した「被措置児童等虐待対応の手引き～より良い支援を目指して～」を受審施設のマニュアルとして使用しています。また、職員会議でも虐待防止について話し合われています。また、事案があった場合には、職員会議で検討するだけでなく、外部からスーパーバイズを受けています。この機会に、上記「手引き」を基礎にした、施設でのマニュアルを作成されることを望みます。</p>		
<p>A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑤	<p>A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p><コメント></p> <p>子どもが入園した際には「ようこそみのり園へ」と題したしおりが用意されており、スムーズに受審施設での生活が行えるよう配慮がなされています。子どもが入園した際には家族関係や入園に至った経緯についての記録や関係機関からの引継ぎの書類等が児童記録にファイリングされ、全職員で情報共有でき支援がなされています。</p>		
A⑥	<p>A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p><コメント></p> <p>給付型奨学金を利用し進学した子どもに対しては、退所後も金銭管理の委任契約を交わし、奨学金や生活費が計画的に使うことができるよう支援されています。また、定期的に施設長や副施設長が訪問し、生活の様子を確認や相談をする等、必要な支援が行われています。退所した子どもを受審施設の行事に招待し在園する子どもと交流する機会がありますが、退所した子どもの状況も踏まえながら行事参加への声掛けをしており、一度に招待するのは数名になっています。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

<p>A—2—(1) 養育・支援の基本</p>		
A⑦	<p>A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p><コメント></p> <p>利用者アンケートは実施されていませんが、定期的に第三者委員や施設長が子どもへ面談し、受審施設での生活の様子や困りごとについて聞き取りをする機会があります。聞き取りした内容については職員間で共有されています。また、小規模グループ</p>		

<p>ケアで支援することで、子どもと職員との関係性が密になっており、信頼関係が築きやすくなっています。子どもの様子や関わりについては、児童記録に詳しく記載され、職員間での共有がなされています。</p>		
A⑧	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a・ ㉓ ・c
<p><コメント></p> <p>小規模グループケアの各ホームにはそこで生活する子どもと職員で決めた「生活のきまり」があり、リビングに掲示されています。きまりについては、随時、各ホームでの会議等で見直しが行われています。</p>		
A⑨	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・ ㉓ ・c
<p><コメント></p> <p>「子どもと共になにがあっても一緒にやっていく」という方針のもと施設が一丸となり、同じ目線、立場で最善の方向性に歩いていこうという考えのもと支援が行われています。子どもが自らの目標を設定した自立支援計画が作成され、計画終了時には振り返りが行われています。また、日々の暮らしの中でつまづきがあった場合には共に考え、子ども自身の力で解決ができるよう支援していることが記録から見受けられました。</p>		
A⑩	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉓ ・b・c
<p><コメント></p> <p>各ホームのリビングや食堂にはマンガ、雑誌や本、図鑑等が置かれ、自由に手にすることができます。各ホームの娯楽室にも本やおもちゃ等がおかれ自由に利用することができます。また、受審施設に1台ではありますが、ゲーミングパソコンが置かれており、高校生がゲームをすることもできます。受審施設のホールでは、子どもの希望に応じて上映会を開催することもあります。幼児は幼児室で日中保育を受けています。幼児室にも年齢に合わせた絵本やおもちゃが置かれています。幼児は措置費の関係で保育園に入園することはできませんが、保育園を運営する町と受審施設が話し合いをし、就学前の1年間だけ数時間保育園で過ごし、同年代の子どもとの関係づくりを行い、小学校へ移行できるよう支援されています。</p>		
A⑪	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・ ㉓ ・c
<p><コメント></p> <p>各ホームの「生活のきまり」や「ようこそみのり園へ」のしおりをもとに基本的な生活が送れるよう支援が行われています。掃除や洗濯等日々の生活では職員が中心に行っていますが、高年齢の子どもや退所し一人暮らしを行う予定の子どもについては、自ら行えるよう支援がなされています。</p>		
A-2-(2) 食生活		

A⑫	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>本園で生活する子どもや調理スペースが手狭なホームの食事の調理は厨房で行っていますが、小規模グループケアに移行してからは、各ホームに調理員が配置され調理を行っています。子どもから希望があれば、手伝うこともあります。現在は、すべてのホームで献立を一本化していますが、今後は各ホームで献立を作成し、調理が行えるよう検討がなされています。食材については、地域の商店へ注文したり、定期的買い出しに出かけたり、調達しています。また、受審施設で育てた野菜や地域の方から提供される米や野菜、果物も使い、豊かな食生活を送っています。嗜好調査は年に1回実施、食事の意見箱も設置されていますが、各ホームに調理員が配置されることにより、子どもの意見が直接聞くことができ、以降の献立作成に反映させることができています。食事アレルギーを持つ子どもは現在1名のみですが、医療機関とも相談しながらアレルギー対応に配慮した調理がなされています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑬	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの各居室には、服がかけられており個々の好み反映されていると見受けられました。衣類の購入についても、外出の機会に子どもと職員と一緒に選び購入したり、子どもが欲しい衣類の希望を職員に伝え購入したりすることもあります。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑭	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>本園、オアシスホームで生活する子どもについては幼児から中学生までは3、4人が同じ部屋で生活し、高校生からは個室となっています。一方、小規模グループケアの各ホームでは、すべて個室となっています。きょうだい児が入所した場合に備えて仕切りを開ければきょうだいで過ごせる部屋も用意されています。各居室は整美されており心地よく過ごせるよう配慮がなされています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑮	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちの健康診断は定期的実施されています。また、毎年4月に子どもたちの服薬等について一覧表にしたものを作成し、担当職員に提出しており、服薬状況に変更があった場合には、その都度、一覧表を作成し直しています。その情報はクラウドでも管理され、職員で情報共有することができています。医療機関への受診は各ホ</p>		

<p>ームの職員で行い、受診後結果を担当者に報告するとともに児童記録に記載し、職員間で情報共有を行っています。ところが、施設内で医療や健康についての研修が実施できていません。この機会に医療や健康に関する研修を行う機会が持てることを望みます。</p>		
<p>A—2—(6) 性に関する教育</p>		
A⑯	<p>A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>a・⑬・c</p>
<p><コメント></p> <p>評価項目 A②で述べた「みのり園の子どもへ伝えたい大切な事」と題した資料を用いて心理士から子どもへ話をしています。話した内容、子どもたちの様子については児童記録へ記載され、職員で共有がなされています。こちらについても子どもへの話は1回であったため、この機会に定期的に話をする機会ができることを望みます。また、実際に性についての事案が発生した場合には、都度会議で話し合ったり、対象の子どもに話しをしたりしています。</p>		
<p>A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑰	<p>A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p>a・⑬・c</p>
<p><コメント></p> <p>子どもの不適応行動の事案がみられた時には、ホーム会議、ケース会議で事案について対応策等話し合うことができています。また、児童記録で職員間の情報共有もなされています。必要に応じて、関係機関との連携や外部職員からスーパーバイズを受けています。</p>		
A⑱	<p>A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	<p>a・⑬・c</p>
<p><コメント></p> <p>入所時に子どもに渡している「ようこそみのり園へ」と題したファイルに「人を傷つけることは絶対にしてはいけません」と明記しており、子どもにも理解を促しています。子ども間で事案が起こった場合には、対象の子どもに個々に聞き取りを行い、原因や経緯の把握に努め、原因等について子どもとも話し合いがされています。また、必要に応じて周囲の子どもたちからも聞き取りを行っています。その情報は職員会議でも話し合われるとともに情報共有がなされ、対応策についても検討がなされています。必要に応じて外部職員からもスーパーバイズを受けています。</p>		
<p>A—2—(8) 心理的ケア</p>		
A⑲	<p>A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>a・⑬・c</p>
<p><コメント></p> <p>臨床心理士の資格を持った職員が心理士として配置されています。心理療法については「みのり園での心理療法について」と題した文書を作成し、心理療法の方針や目的、実施方法や対象の子どもについて明示され、職員会議で説明、情報共有されています。</p>		

<p>ます。心理士は対象の子どもと生活場面での行動をともにし、時には医療機関への受診に同行し子どもの心理的ケアを行うことができます。</p>		
<p>A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等</p>		
A⑳	<p>A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>各居室には学習机が置かれ、各自で勉強に取り組める環境が整備されています。また、各ホームのリビングルームで宿題等に取り組み、わからないところは職員に聞き、見守りがあるなかで安心して勉強に取り組むことができる環境となっています。希望する子どもには地域の公文教室に通うこともできます。また、週に1回、学習塾の講師2名を施設に呼び、中学生以上の希望者は授業を受ける機会があります。</p>		
A㉑	<p>A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>進路については、オープンキャンパスや各学校のパンフレットを用意しています。また、子どもや家族、学校、児童相談所と連携し子ども自身が希望する進路へ進めるようケース会議で支援の方向性について職員間や関係機関と情報共有がされています。大学や専門学校へ進学を希望する子どもについては、給付型の奨学金を利用し進学する子どももいます。</p>		
A㉒	<p>A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。</p>	<p>a・㉓・c</p>
<p><コメント></p> <p>職場実習や職場体験については、各学校の取り組みへの参加のみとなっています。アルバイトについては、希望する高校生以上の子どもについては、施設近くのコンビニエンスストアやホームセンター、新聞配達等地域の理解を得ながら行うことができます。アルバイトで得たお金については、日々の小遣いを管理する通帳とは別の通帳で管理し、退所後の生活のために貯金したり、好きなものを買うために遣われたりしています。</p>		
<p>A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
A㉓	<p>A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	<p>a・㉓・c</p>
<p><コメント></p> <p>家族への連絡については各ホームの担当職員が中心となり行っています。家族の面会や外泊については可能な限り対応しています。直接面会が叶わない場合には zoom を使った面会にも対応しています。また、運動会等の行事への参加の案内もしており、子どもとの関係性が途切れないう配慮されています。家族と子どもの連絡手段には受審施設を經由せずスマホからメッセージアプリを利用することもあります。その場合には、家族から連絡があったことを職員に伝えるよう声掛けを行っています。</p>		
<p>A—2—(11) 親子関係の再構築支援</p>		

A⑭	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所と連携を図りながら支援が行われています。また、支援の内容や方向性についてはケース会議等で検討されており、必要に応じて見直しが行われています。また、その内容については記録にて全職員で共有されています。</p>		